

9 障害児通園施設

放課後等デイサービス以外の障害児通園施設が対象となります。

保育の必要性がない場合でも障害児通園施設の無償化を受けることができます。

障害児通園施設と保育所（園）、認定こども園、幼稚園、預かり保育事業、認可外保育施設等を併用している場合でも、両方の無償化を受けることができます。但し、障害児通園施設以外の施設の無償化を受ける場合にはそれぞれの施設の要件を満たしている必要がありますので、詳細については、各施設のページでご確認ください。

	3～5歳児	0～2歳児
利用料	無料	<u>市民税非課税世帯のみ</u> 既に無料
無償化のための手続き	<u>不要</u>	

※無償化対象児童には、無償化対象であることを記載した受給者証を送付します。

※実費として徴収されている費用については無償化の対象外です。